労働条件通知書

|  |
| --- |
|  　　年　月　日　　　　　　　　　　　殿事業場名称・所在地　　一般社団法人福島県中小企業診断協会使用者職氏名　 代表理事会長　〇〇　〇〇 |
| 契約期間 | 期間の定めあり（　雇用の日から1年間　※雇用の日は相談して個別に設定　）試用期間　（　雇用の日から3ケ月契約の更新の有無　（　契約の更新はしない　） |
| 就業の場所 | ・福島県福島市三河南町1番20号　コラッセふくしま7階　（当協会本部事務所）・事業者先のほか、当協会が指定する執務場所 |
| 従事すべき業務の内容 | 当協会業務全般（コンサルティング業務、事務業務、管理業務など）※ただし、業務の都合により他の業務に従事させることがある。 |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換 | １　始業・終業の時刻等始業（　 8時30分　）終業（　17時15分　）２　休憩時間（　60　）分３　所定時間外労働の有無（　有　） |
| 休　　　日 | 毎週土曜日、日曜日、国民の祝日、その他（　年末年始休暇　） |
| 休　　　暇 | １　年次有給休暇　６か月継続勤務した場合　（　10日　）　　　　　　　　　継続勤務６か月以内の年次有給休暇　（　無　）　　　　　　　　　時間単位年休（　有　）２　代替休暇（　有　）３　その他の休暇　有給（　慶弔休暇　）　　　　　　　　　無給（　産前産後の休暇など　） |
| 賃　　　金 | １　基本賃金　月給（　400,000円　）２　諸手当の額又は計算方法　　通勤手当公共交通機関定期代自動車等は1kmあたり50円（月額上限30,000円）３　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ　所定時間外、法定超　月６０時間以内（　125　）％　　　　　　　　　　　　　　月６０時間超　（　150　）％　　ロ　休日　法定休日（　135　）％、法定外休日（　125　）％　　ハ　深夜（　25　）％４　賃金締切日（　毎月末日　）５　賃金支払日（　毎月10日 　）６　賃金の支払方法（　銀行振込　）７　労使協定に基づく賃金支払時の控除（　無　）８　昇給（　無 ）９　賞与（　無 ）10　退職金（　無　） |
|  |
| 退職に関する事項 | １　自己都合退職の手続（　退職する30日以上前に届け出ること　）２　解雇の事由及び手続・事業の縮小　・職務命令に対する重大な違反行為・その他、雇用の継続が困難となるやむを得ない事由が生じた場合 |
| そ　の　他 | ・社会保険の加入状況（　厚生年金　健康保険　）・雇用保険の適用（　有　）・パートナー就業規則第16条（副業・兼業）の2について、「入社後3年以上経過した者」を「試用期間を経過した者」に変更して適用する。 |

　※　以上のほかは、当協会パートナー就業規則による。